『　　　　　　　　　　　』の決まり（ルール）

（名称）

第１条　この団体の名称は、『　　　　　　　　　　』といいます。

（所在地）

第２条　この団体の所在地は、九十九里町　　　　　　　　　　　　　とします。

（目的）

第３条　この団体は、　　　　　　　　　することを目的としています。

（活動内容）

第４条　この団体は前条の目的を達成するために次の活動を行います。

（１） 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　についての活動

（２） その他、この団体の目的の達成に必要な活動

（メンバー）

第５条　この団体のメンバーは活動の目的に賛同する子どものグループとサポートしてくれる大人とします。

（役員の種類）

第６条　この団体には次の役員を置き、任期は　　年とします。

（１） リーダー1名（子ども）

（２） 副リーダー（子ども）

（３） 責任者（大人）会計監査業務

（４） 会計（大人）

（役員の選び方）

第７条

１　役員は，メンバーの中から選びます。

２　責任者と会計は、別の人がなります。

（役員の役割）

第８条

１　リーダーは、この団体を代表します。

２　副リーダーは、リーダーを手伝い、リーダーが不在のときは、リーダーの代わりをつとめます。

３　責任者は、こどもの団体の責任者として、補助金の受け取りなどの各種手続きを行います。また、お金が正しく使われているかチェックします。

４　会計は、この団体のお金を管理します。

（議決機関）

第９条　この団体は、以下のことを決定するため、メンバー全員が参加する会議を開きます。

（１） 活動内容

（２） お金の使い方

（３） この会則の内容を変更すること

（４） その他、必要なこと

（活動計画と予算）

第１０条　この団体の活動計画はリーダーが決め、予算は会計が作成して、責任者がそれを確認して、できるだけ早くメンバー全員が参加する会議で報告することとします。

（活動報告と決算）

第１１条　この団体の活動報告はリーダーが決め、決算は会計が作成して、責任者がそれを確認して、できるだけ早くメンバー全員が参加する会議で報告することとします。

（会計の期間）

第１２条　この団体の会計の期間は、　　月　　日から翌年の　　月　　日までとします。

（その他）

第１３条　この会の、決まりに書かれていないことや、その他の細かい決まりについては、メンバーみんなで話し合って決めることとします。

附則

この会の決まりは、この団体の発足日である令和　　年　　月　　日から施行します。